

第3回農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年3月24日（月） 午前10時00分～

2. 場 所 野辺地町中央公民館 第3会議室

3. 会議に出席した委員

1 番 福 士 重 光	2 番 魚 住 ゆり子	3 番 二ツ森 均
4 番 杉 山 福 行	5 番 野 坂 長太郎	6 番 村 山 勝 雄
9 番 田 村 敬 一		

4. 会議に欠席した委員

7 番 野田頭 政 子 8 番 高 松 誠

5. 会議に出席した農地利用最適化推進委員

荒 谷 清 隆	柴 崎 幸 三	野 坂 勝
古 沢 高 明	江刺家 昭 彦	村 山 茂

6. 会議に欠席した農地最適化推進委員

鳴 海 拓 哉

7. 会議に出席した職員

事務局長 上野 義孝 総括主査 吹越 麻衣子

8. 会議に付した案件

議案第6号 農業経営改善計画認定について
議案第7号 令和7年度農作業労働賃金等標準額の設定について
報告第4号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
報告第5号 貸借の終了について
報告第6号 農地法第18条（通知）
報告第7号 農地の転用事実に関する照会について
報告第8号 農業委員会の任免について

9. 議事の概要

以下のとおり。

— — — — —

	【開会時刻 10 時 00 分】
議 長	ただいまから、野辺地町農業委員会、第 3 回総会を開会いたします。 本日の出席委員数は 7 名です。定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。 本日の付議案件は 2 件、報告 5 件となっております。 事務局に説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 慣例により議事録署名者は議長の指名で差し支えありませんか。
委 員	(異 議 な し)
議 長	異議なしと認め、3 番 二ツ森 委員と、4 番 杉山 委員にお願いします。 議事に入ります。 「議案第 6 号 農業経営改善計画の認定について」を議題といたします。事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書 1 ページ、お開き願います。 議案第 6 号 農業経営改善計画の認定に係る意見について説明します。 野辺地町長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取がありました。 認定を受けるための要件は 3 点あります。 第 1 点が、町が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。 第 2 点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。 第 3 点が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る内容となっていること。となっています。 今回申請があった農業経営改善計画の概要は議案書に記載のとおりです。申請の詳細について、2 ページから 4 ページをご覧ください。 【議案書等をもとに説明】 以上で議案第 6 号の説明を終わります。
議 長	それでは議案第 6 号について、御審議願います。 御意見等ございませんか。
委 員	(な し)
議 長	議案第 6 号について、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。
委 員	(異 議 な し)
議 長	異議ないものと認め、議案第 6 号については意見なしとして町へ回答いたします。 次に、「議案第 7 号 令和 7 年度農作業労働賃金等の標準額の設定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局	議案書 5 ページ、別紙資料 1 をお開き願います。 議案第 7 号 令和 7 年度農作業労働賃金等の標準額の設定について、審議を求めるものであります。 今回の標準額設定案は、農作業労働賃金について、青森県最低賃金にあわせて 1 時間当たりを 9 5 3 円とし、農業機械利用料については、代かき・田植え・刈取脱穀について、近隣の市町村の利用料を参考に 5 0 0 円から 1 0 0 0 円増額するものです。賃借料の目安としても、近隣市町村の賃借料を参考とし、畑について 5 0 0 円減額するものです。 実際に貸借をする農業者の皆さんと農業用機械や農地を貸し出す所有者さんのご意向をある程度反映させたく思いますので、ご審議の程よろしく願います。 以上で議案第 7 号の説明を終わります。
議 長	それでは議案第 7 号について、御意見等ございませんか。
5 番	機械利用料の乾燥はないんだが。乾燥ながったら脱穀しても。
事務局	細かく設定する市町村もあるのですが、これまで野辺地町では設定してなかったもので、今回新たに設定するのも一つです。
5 番	書いといたほうがいいな。今でなくていいので、次の総会にでも、教えてもらえれば。
6 番	近隣の市町村に聞いてみて。
議長	農協で乾燥のないべか。多分農協にあると思うので。 そばは刈取から乾燥まであるんだけど、聞けばもしかするとあるかと思うので、確認してもらえれば。
事務局	わかりました、それでは、乾燥に関しては次回の総会で、その他の部分については、今回の総会で、引続きご審議いただければと思います。
議長	すみません、私から、耕起のところで、10a あたり 4,000 円のところで、自分たちが食べる分だけの野菜を育てている人とかにお願いされることがあって、一応町の 4,000 円っていうのがあるんだけど、10a に満たない人たちはどうしたらいいものか。
事務局	あくまでも目安で設定なので、農家さんたちの話し合いで決めていただければ。ちなみにみなさんはどうされていますか。
5 番	半分だったら 2,000 円とか。
議長	一反部にならなくても 4,000 円くれたりする。
6 番	いろいろあるから。機械動かすにも。
5 番	近いところ遠いところとかあるからな。4,000 円、5,000 円だと安いと。

事務局	この金額にしないねではないので。
議長	町の目安がありますよって、役場に行けばあるんですよね。
事務局	はい。この紙があります。
議長	そしたら、あくまで標準ということで。はい、わかりました。
	それでは、議案第 7 号について、原案のとおり改正することでご異議ございませんか。
委 員	(異 議 な し)
	異議ないものと認め、議案第 7 号については原案のとおり決定いたします。次に、「報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書 6 ページをお開き願います。 報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について報告します。
	【議案書等をもとに説明】
	以上で報告第 4 号の説明を終わります。
議 長	それでは報告第 4 号について、御意見等ございませんか。
委 員	(な し)
議 長	次に、「報告第 5 号 貸借の終了について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案書 10 ページをお開き願います。 報告第 5 号 貸借の終了について、公益社団法人あおもり農業支援センターから通知がありましたので報告します。なお、本件は農地の貸借を使用貸借で契約していたものについて、合意解約をしたものになります。
	【議案書等をもとに説明】
	報告第 5 号の説明については以上です。
議 長	それでは報告第 5 号について、御意見等ございませんか。
委 員	(な し)
議 長	次に、「報告第 6 号 農地法第 18 条について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局	議案書 15 ページをお願いします。 報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知、農地を賃貸借で契約していたものについて、貸借の合意解約通知があったので報告します。 【議案書等をもとに説明】 本件については、貸付人と借受人が協議による合意解約を行っており、合意解約日から引き渡しまで 6 か月以内であることから許可を必要とせず報告となっております。 報告第 6 号については以上です。
議長	それでは報告第 6 号について、御意見等ございませんか。
委員	(な し)
議長	次に、「報告第 7 号 農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案書 17 ページをお願いします 報告第 7 号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局より土地の現況について照会があり、回答しましたので報告します。 【議案書等をもとに説明】 報告第 7 号については以上です。
議長	それでは報告第 7 号について、御意見等ございませんか。
委員	(な し)
議長	次に、「報告第 8 号 農業委員会の任免について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案書 18 ページをお開き願います。 報告第 8 号 農業委員会職員の任免について、農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定により、本委員会に関わる職員の任免を行うものであります。 1 農業委員会職員の併任を解く職員 事務局長補佐 上野優 2 農業委員会職員に併任させる職員 事務局総括主幹 鳴海秀一 よって、令和 7 年度の農業委員会事務局については、事務局長 上野義孝、事務局 鳴海秀一、主幹 武田麻衣子 以上 3 名体制となります。 報告第 8 号については以上です。
議長	それでは報告第 8 号について、御意見等ございませんか。
委員	(な し)

議長	御意見等ないようですので、以上をもちまして、 本日の議事を終了いたします。 【閉会時刻 1 0 時 2 3 分】
----	---